



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*52 みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則 (畜産課) 1

○ 告示

- 1016 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 9
- 1017 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 13
- 1018 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (") 13
- 1019 " (") 14
- 1020 " (") 14
- 1021 " (") 15
- 1022 " (") 15
- 1023 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 15
- 1024 有田川土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) 16
- 1025 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 (森林整備課) 16
- 1026 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 (") 17

○ 選挙管理委員会告示

*61 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号 (個人演説会等の公営施設の指定) の一部改正 18

規 則

和歌山県規則第52号

みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

みつばち転飼条例施行規則 (昭和41年和歌山県規則第141号) の一部を次のように改正する。

第2条中「みつばち配置場所貸与同意書」を「みつばち転飼場所貸与同意書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第3条第3項の許可書及び許可標識は、それぞれ別記第3号様式及び別記第4号様式によるものとする。

第3条第1項中「別記第3号様式によるみつばち転飼変更承認申請書」を「みつばち転飼許可変更承認申請書 (別記第5号様式)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第6条の再交付申請書」を「第6条の規定による再交付の申請」に、「別記第6号様式」を「転飼 (許可証・許可標識) 再交付申請書 (別記第6号様式)」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第2項中「その身分を証する証票」を「立入検査員証」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

転飼許可申請書

県 証 紙

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

下記のとおり転飼したいので、みつばち転飼条例第 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

転飼予定場所 所在地	左の土地所有者 住所氏名	ほう群数	転飼期間	申請前飼養場所 所在地
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

備考

- 1 転飼しようとする場所は、字及び番地まで記入すること。
- 2 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。
- 3 本申請の内容については、蜂群の適正配置又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

別記第2号様式中「みつばち配置場所貸与同意書」を「みつばち転飼場所貸与同意書」に、「殿」を「様」に、「現住所」を「住所」に、「はち場」を「転飼場所」に改める。

別記第3号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 2 条関係)

年 第 号

みつばち転飼許可書

住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

ほ う 群 数

転 飼 の 場 所

転 飼 の 期 間

そ の 他 の 条 件

年 月 日

和歌山県知事



別記第 4 号様式 (第 2 条関係)

みつばち転飼許可済み

許 可 番 号

和歌山県 第 号

養ほう業者の氏名又は
名称及び代表者氏名

ほ う 群 数

群

転 飼 の 期 間

年 月 日～

年 月 日まで

別記第 5 号様式(第 3 条関係)

みつばち転飼許可変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号によるみつばち転飼許可について、下記のとおり変更したいので、
みつばち転飼条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更事項

2 変更の理由

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

別記 6 号様式(第 3 条関係)

転飼 (許可証・許可標識) 再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

転飼 (許可証・許可標識) を (破損・亡失) したので、みつばち転飼条例第 4 条第 1 項の規定により再交付を申請します。

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

別記第 7 号様式 (第 4 条関係)

第 号

立 入 検 査 員 証

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日 生

上記の者は、みつばち転飼条例施行規則第 4 条の規定により、転飼に関する調査等のための立入調査をすることができる者であることを証する。

年 月 日

和歌山県知事



5.5 センチメートル

9.0 センチメートル

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際、現に改正前のみつばち転飼条例施行規則の規定により交付されている許可書及び許可標識は、改正後のみつばち転飼条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

告 示

和歌山県告示第1016号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地

名称 セイカ株式会社

氏名 代表取締役社長 竹田純久

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 海南市藤白758-73

名称 セイカ株式会社海南工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1-1、1-2、1-3及び1-4のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年8月21日から平成24年9月11日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1-1

種 類	第46号口 ろ過施設	第46号口 ろ過施設	第46号口 ろ過施設
基 数	1	1	1
能 力	ろ過面積 10.9m ²	ろ過面積 0.33m ²	ろ過面積 10.9m ²
工事着手予定年月日	許可後	許可後	許可後
工事完成予定年月日	許可後数日	許可後数日	許可後数日
使用開始予定年月日	完成後	完成後	完成後
使用時間間隔	不定期	不定期	不定期

1日当たりの使用時間	—		—		—	
使用の季節的変動	なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
pH	7.5	7.5	—	—	7.5	7.5
COD(mg/l)	3000	5000	—	—	3000	5000
SS(mg/l)	5	10	—	—	5	10
n-Hex(mg/l)	<0.5	<0.5	—	—	<0.5	<0.5
T-N(mg/l)	3	5	—	—	3	5
T-P(mg/l)	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	<0.001
大腸菌群数(個/cm ³)	0	3000	—	—	0	3000
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	1.5	1.5	1.5	1.5	0.5	0.5

別表1-2

種 類	第46号ニ 廃ガス洗浄施設		第46号口 ろ過施設		第46号口 ろ過施設	
基 数	1		1		1	
能 力	容量 300ℓ		容量 360ℓ		容量 360ℓ	
工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後数日		許可後8ヶ月		許可後8ヶ月	
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後	
使用時間間隔	不定期		8時間		3時間×4	
1日当たりの使用時間	—		8時間		12時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
pH	7.5	7.5	7~8	7~8	—	—
COD(mg/l)	200	250	5000	5000	—	—
SS(mg/l)	5	10	5	10	—	—
n-Hex(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	—
T-N(mg/l)	3	5	3	5	—	—
T-P(mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—
大腸菌群数(個/cm ³)	0	3000	0	3000	—	—
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	0	0.3	4	4	17	17

別表1-3

種 類	第46号口 ろ過施設		第46号口 ろ過施設		第46号口 ろ過施設	
基 数	1		1		1	
能 力	容量 360ℓ		ろ過面積 6.2m ²		容量 600ℓ	

工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後8ヶ月		許可後8ヶ月		許可後8ヶ月	
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後	
使用時間間隔	3時間×4		3時間×2		8時間	
1日当たりの使用時間	12時間		6時間		8時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	—	—	—	7～8	7～8
	COD(mg/l)	—	—	—	—	2000
	SS(mg/l)	—	—	—	—	5
	n-Hex(mg/l)	—	—	—	—	<0.5
	T-N(mg/l)	—	—	—	—	3
	T-P(mg/l)	—	—	—	—	<0.001
大腸菌群数(個/cm ³)	—	—	—	—	0	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	4	4	12	12	9	9

別表1-4

種 類	第46号ニ 廃ガス洗浄施設		第46号ニ 廃ガス洗浄施設	
基 数	1		1	
能 力	容量 1m ³		60m ³ /min×3kPa	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後8ヶ月		許可後8ヶ月	
使用開始予定年月日	完成後		完成後	
使用時間間隔	連続		連続	
1日当たりの使用時間	24時間		24時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
	pH	7～8	7～8	7～8
	COD(mg/l)	200	300	200
	SS(mg/l)	5	10	5
	n-Hex(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5
	T-N(mg/l)	75	100	75
	T-P(mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001
大腸菌群数(個/cm ³)	0	3000	0	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	8	10	30	40

別表2

種 類	排水処理施設				生活排水浄化槽施設				
能 力	3400m ³ /日				62人槽 合併浄化槽				
汚水等の処理方式	中和、個液分離、エアリング、活性炭処理、活性汚泥処理、最終濾過施設				沈殿分離方式				
工事着手予定年月日	既設				既設				
工事完成予定年月日	既設				既設				
使用開始予定年月日	既設				既設				
使用時間間隔	連続				連続				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値		通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	13	6.8-8.0	13	6.8-8.0	6.8-8.0	6.8-8.0	6.8-8.0	6.8-8.0
	COD(mg/ℓ)	180	6	200	10	30	10	40	10
	SS(mg/ℓ)	66.5	5	79.1	8	8	8	10	10
	n-Hex(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	T-N(mg/ℓ)	60	3	100	5	60	50	100	50
	T-P(mg/ℓ)	20	0.2	40	2	14	7	14	7
	BOD(mg/ℓ)	60	<40	60	<60	40	<40	60	<60
	大腸菌群数(個/cm ³)	<3000	<3000	<3000	<3000	3000	<3000	3000	<3000
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	15	<2.5	15	5	5	<2.5	5	5	
当該汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量(m ³ /日)	1663.5	2640	1863.5	2840	15	15	20	20	

別表3

排水口名		No.1排水口	No.2排水口
排水量(m ³ /日)	通常	3200	15
	最大	3400	20
pH	通常	6.8~8.0	6.8~8.0
	最大	6.8~8.0	6.8~8.0
COD(mg/ℓ)	通常	6	10
	最大	10	10
SS(mg/ℓ)	通常	5	8
	最大	8	10
n-Hex(mg/ℓ)	通常	<0.5	<0.5
	最大	<0.5	<0.5
T-N(mg/ℓ)	通常	3	50
	最大	5	50
T-P(mg/ℓ)	通常	0.2	7

	最大	2	7
BOD(mg/ℓ)	通常	<40	<40
	最大	<60	<60
大腸菌群数(個/cm ³)	通常	<3000	<3000
	最大	<3000	<3000
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	通常	<2.5	<2.5
	最大	5	5

和歌山県告示第1017号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月31日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山YMCA

3 代表者の氏名

永井康雅

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市太田一丁目12番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して、地域協力・社会教育に関する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1018号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月31日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山市断酒会友綱

3 代表者の氏名

西岡豊次郎

4 主たる事務所の所在地

和歌山市毛見295番地の45

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山市内の酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意による断酒を実行する者を支援し、断酒によって明るい人生の建設をめざすとともに、酒害に関する啓発運動を行い酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第1019号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年8月1日

2 名称

特定非営利活動法人ロツツ

3 代表者の氏名

木下陽子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市大字古和田719番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、福祉・医療に関する何らかの援助を必要とする方、もしくは援助を行うのに必要な技能又は人材等を必要としている個人又は事業所に対して、福祉・医療サービス及び、人材教育・人材派遣等に関する事業を行い、社会福祉サービスの推進に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第1020号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年8月1日

2 名称

特定非営利活動法人Com子育てデザインルーム

3 代表者の氏名

松本千賀子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市湊1156番地

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちが安心して安全に暮らし、未来に夢と希望を持ち、人として豊かに成長するために、全ての大人がひとりひとりの子どもの環境に深く配慮し、その健やかな育ちを保証すると共に、社会で子どもを育てる工夫と知恵を重ね、出来る限り連携・協働し、子どもが育つ良い環境を維持継続できる社会づくりに寄与することを目的とする。また、地域のひとりひとりが、より多くの人に関わり

(communication)、仲間 (company) とつながり、いきいきと暮らせる地域社会 (community) をつくることを目的とする。

和歌山県告示第1021号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年10月9日まで縦覧に供する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年8月6日

2 名称

特定非営利活動法ヒューマンライツゆあさ

3 代表者の氏名

橋本和弘

4 主たる事務所の所在地

有田郡湯浅町大字湯浅2713番地の12

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して人権と福祉に関する事業を行い、人権と福祉を基調とする「社会づくり」の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1022号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年10月9日まで縦覧に供する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年8月8日

2 名称

特定非営利活動法人りとるの

3 代表者の氏名

土生晃之

4 主たる事務所の所在地

和歌山市中之島1809番地

5 定款に記載された目的

この法人は、難病患者・障害者に対して、働く場・交流の場を提供し、自立と社会参加を促進する援助に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与するとともに、人権の擁護及び平和の推進を図ることを目的とする。

和歌山県告示第1023号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医

療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
銀明堂薬局東国分 支店	紀の川市東国分430-5	—	松尾哲也	平成 24.9.1

和歌山県告示第1024号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、有田川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1025号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成24年9月14日から平成25年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成24年8月6日から平成24年8月24日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただ

し、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1026号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成24年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成24年9月14日から平成25年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

平成24年8月6日から平成24年8月24日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全

部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4) の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年8月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

表中 「新宮市高田235番地の1」 「新宮市口高田会館」
「新宮市高田1649番地」 「新宮市高田会館」

「を」 「新宮市高田235番地の1」 「新宮市口高田会館」

「に、」 「新宮市丸山6230番地の9」 「新宮市蓬莱会館」
「新宮市南松杖210番地の3」 「新宮市南松杖会館」

「を」 「新宮市丸山6230番地の9」 「新宮市蓬莱会館」

「に、」 「新宮市蜂伏129番地」

「新宮市蜂伏会館」 「を」 「新宮市蜂伏129番地」
「新宮市下本町二丁目2番地の1」

「新宮市蜂伏会館」 「に、」 「新宮市熊野川町滝本417番地の1」
「丹鶴体育館」 「新宮市熊野川町西敷屋1012番地」

「新宮市滝本集会所」 「を」 「新宮市熊野川町滝本417番地の1」
「新宮市西敷屋集会所」

「新宮市滝本集会所」 「に改める。」